

令和元年度
津山市農業委員会
(2月定例会議事録)

令和2年2月10日(月)14時00分～
津山市役所2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(15名)

1. 日笠 治郎	2. 太田 裕恭	3. 池田 幸正	4. 井家上 淑子
5. 小串 典介	6. 竹内 隆一	7. 尾島 宏明	8. 小島 仁太郎
9. 岡田 成子	11. 山下 英男	12. 三谷 智子	14. 長森 健樹
17. 筒塩 清美	18. 大山 正志	19. 大塚 毅	

欠席委員(4名)

10. 松尾 治	13. 仁木 紹祐	15. 高山 一英	16. 植本 幸男
----------	-----------	-----------	-----------

事務局(9名)

吉田 局長	藤原 次長	高橋 主査	杉井 主事
都井 主事	三宅 主査	小椋 主任	大澤 主査
阿部 主査			

議 事

- 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
 - 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
 - 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
 - 議案第75号 非農地証明願承認について
 - 議案第76号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
 - 議案第77号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第78号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
 - 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 - 報告第20号 農地転用届出書の受理について
 - 報告第21号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別紙のとおり

(14:00～)

事務局 長

只今から、令和元年度2月の津山市農業委員会定例会を開会致します。
本日は、委員19名中、15名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、10番松尾委員、13番仁木委員、15番高山委員、16番植本委員から欠席の連絡を頂いております。

日笠 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。では、会長よろしくをお願いいたします。

山下 委 員 長

皆さんご苦勞様でございます。寒い日がありますが、体には気を付けてください。それでは運営委員会からの報告をお願いします。

先ほど開催されました第11回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

日笠 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます19番大塚委員さんと、3番池田委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。

事務局 (津山)

議案第72号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

議案の説明の前に1件取り下げがありましたので、ご連絡いたします。

1ページ1-2が取り下げになりました。議案からの削除をお願いいたします。繰り返します。1ページ1-2が取り下げになりました。議案からの削除をお願いいたします。

それでは、改めまして議案第72号の説明をいたします。今回、津山地区から10件、加茂地区から2件、勝北地区から1件、久米地区から1件合計14件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1、1-11は譲受人が同一のため、一括して説明します。1-1は総社の58歳男性から、1-11は国分寺の64歳男性から、吉備中央町の31歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、勝部の69歳の男性から、同じく勝部の61歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、加茂町下津川の女性から、三浦の70歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、野村の37歳の男性から、同じく野村の62歳農業を営む男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、上之町の82歳の男性から、高野山西の77歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、川崎市の男性外2名から、戸島の69歳農業を営む男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-8についてですが、岡山市の70歳の男性から、福田の74歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たして

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

いると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-9についてですが、高野本郷の76歳の男性から、近長の61歳会社役員男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-10についてですが、田熊の92歳の男性から、同じく田熊の26歳会社員の男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、姫路市の86歳の男性から、加茂町原口の64歳、農業の男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

続きまして、2-2についてですが、河面の67歳の男性から、勝部の58歳、会社役員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、加茂町百々の68歳女性から市場の73歳農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1は中北上の89歳無職の女性から、西吉田の55歳会社員の男性への贈与による所有権移転でございます。譲受人が新規就農にあたるため、1月9日に面談を実施し問題ないと判断しています。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて地元委員の説明をお願いします。

1区大山です。1-1と1-3について説明します。1-1は加茂の方が先月もありましたが、農業をしたいといわれておりましたので、問題ないと思います。

1-3は、勝部の方ですが、現在勤めをされておりますが定年退職になるということで、農地を買って農業を始めるということです。一部畑が荒れておりましたが、きれいにされたのを確認しておりますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

日 笠 会 長
大 山 委 員

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。1-4ですが、受人は農業されておりますし、推進委員さんにも見てもらって問題ないと聞いております。

1-5、この人は一生懸命農業されている方です。

1-6、この方も一生懸命農業されている方ですので問題ありません。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。1-7は田んぼの境が曲がっているのをちゃんとするという事です。

1-8も同じことで、問題ないと思います。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-9ですが、前回は申請があった人ですが、問題ないと思います。

1-10ですが、孫にということで、申請が出ております。問題ないと思います。本山推進委員にも確認してもらいました。

1-11は1-1と同じ人ですが、されると聞いているので、問題ないと思っております。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
山 下 委 員	1 1 番山下です。2-1ですが、問題ありませんのでよろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
竹 内 委 員	6 番竹内です。2-2でございますが、問題ありませんのでよろしくお願ひしま す。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
尾 島 委 員	7 番尾島です。先ほどの事務局の説明の通りで問題ありませんのでよろしくお願 ひします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
太 田 会 長 代 理	2 番太田です。面談もしてこれから農業を始めると聞いておりますので問題ない と思ひます。以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今説明があつたものに対して、皆さん何かあり ますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数ということでありありがとうございます。 それでは議案 7 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について上程しま す。事務局説明願ひます。
事務局（津山）	失礼します。議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたし ます。また、誤植があつた場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いた だきたいと思ひます。 誤植箇所ですが、8 ページの議案第 7 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請承 認についての申請番号 1-4 番につきまして、現況地目と施設の記載に誤りがあり ました。現況地目につきまして、4 筆とも「宅地」と記載しておりますが、正しく は 4 筆とも「農業用施設」、施設につきまして「倉庫、ハウス、農業用露天資材置 場」と記載しておりますが、正しくは「農業用倉庫、ハウス、農業用露天資材置 場」となりますので、それぞれ訂正くださいますようお願いいたします。以上、お手数 ではございますが、よろしくお願ひします。それでは、議案第 7 3 号の説明をいた します。今回、津山地区から 4 件、加茂地区から 1 件の申請です。議案書のページ は、7 ページから 8 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。1-1 番・総社の畑、2,372㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しな いため、第 2 種と判断してあります。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、 発電出力 39.6kW 程度の太陽光発電施設 1 施設です。転用事業者は、総社にお住いの 8 7 歳農業の男性です。高齢となり、将来のことを考え、申請地に比較的管理が容 易な太陽光発電施設を設置するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分 については、既設の畦があり、雨水排水については、自然浸透及び既設の素掘り水 路に排出させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となってい ます。総社東町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に 代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えま す。 続きまして、1-2 番・瓜生原の畑、829㎡のうち農業用施設用地 200㎡の追認案 件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途 変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、全高 6.0m 程度の農舎 1 棟です。転用事業者は、勝央町にお住まいの 6 6 歳団体職員の女性で す。亡き父が平成元年頃に許可を得ることなく建築した農舎を現在も使用していた ものです。転用にあたり、境界部分については、盛土等は行わず、雨水排水につい ては、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状 であることを確認してあります。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問 題ないものと考えます。 続きまして、1-3 番・瓜生原の田、農業用施設用地 561㎡の追認案件についてで す。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、全高 3.5m 程度の農業用 倉庫 3 棟です。転用事業者は、先ほどと同じ女性です。亡き父が平成元年頃に許可 を得ることなく建築した農業用倉庫を現在も使用していたものです。転用にあた り、境界部分については、盛土等は行わず、雨水排水については、自然浸透及び既

設の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。農業用施設であり、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・下田邑の田、1,064㎡、畑、615㎡のうち農業用施設443㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、全高4.4m程度の農業用倉庫1棟、全高4.0m程度のハウス及び農業用露天資材置場です。転用事業者は、下田邑にお住まいの62歳農業の男性で、土地所有者の相続人であること並びに他の相続人から、転用許可申請についての承諾を受けていることを確認しています。平成17年頃まで牛舎がありましたが、老朽化により平成18年頃に農業用倉庫等に建て替えて使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁を設置し、南側は土羽を打ち、雨水排水については、フリュームにより水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。川東中町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（加茂）

はい、ありがとうございました。続いて加茂地区。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町成安の田、1,430㎡の内0.24㎡の件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時転用で、期間は令和2年3月1日から令和5年2月28日までです。転用事業者は、勝部にお住まいの58歳、会社役員男性です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新井水路水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、本件申請は、令和元年10月度委員会において農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が行われ、承認意見となったものですが、土地所有者と転用事業者との間で、申請地について、売買の話がまとまったことを受け、権利関係を整理するため12月に転用許可の取止届がなされた後、1月度委員会において農地法第3条の規定による許可申請があり、その許可を受けて申請地の所有権移転が行われ、転用事業者の自己所有地となったことから、第4条の規定による農地の転用許可申請がなされたもので、施設等については10月度委員会で協議頂いた内容と同一内容での申請になります。

議案第73号の説明は以上です。

日 笠 会 長
大山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

1区大山です。現地は山の中の畑で、同意もありますので問題ないと思っております。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員

はい、ありがとうございました。次。

1-2、1-3については同じ申請者ですが、ライスセンターと農業用倉庫ということで、既に使われているようで、農業用施設で問題ないと思います。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。次。

14番長森です。先ほど事務局から説明があったとおりで、追認案件です。今も農業用施設で使われておりますので問題ないと思います。

日 笠 会 長
竹 内 委 員

はい、ありがとうございました。次。

6番竹内です。事務局の説明の通りで問題ありません。よろしくをお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今説明があった議案第73号に対して、皆さん何かありますか。

*

日 笠 会 長

ありません。

はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第74号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第74号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借権設定1件、加茂地区から賃貸借権設定1件、久米地区から所有権移転1件の計10件の申請です。議案書のページは、9ページから12ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・北園町の田、1,079㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は北園町に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。近隣の学校法人の駐車場が不足しているため、申請地を貸露天駐車場として整備し、貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁のほか新設擁壁を設け、雨水排水については、自然浸透及び新設する側溝で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小原の畑、442㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、側溝を設け、雨水排水については、新設側溝から既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小原町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・院庄の田、6,376㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、商業施設用地で、施設の概要は、鉄骨造2階建て全高16.0m程度の店舗1棟、全高4mと7m程度のテナント店舗各1棟及び露天駐車場です。転用事業者は札幌市に本店を置く資本金の額10億円の株式会社で、主な事業は製造販売業です。既存店舗である津山インター店の売上、集客状況から、院庄インターに近い当地区においても十分な集客売上が見込めることから、申請地に店舗を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存側溝のほか、道路側溝の高さに合わせ盛土及び舗装を行い、雨水排水は、敷地南西部に集合するよう土地勾配や側溝を施し、河川に放流し、生活雑排水は下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・院庄の畑、249㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、戸島にお住いの37歳社員の男性です。現在、賃貸住宅に居住していますが、4人目の子どもが生まれ手狭なことから、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を新設し、雨水排水については、自然浸透させて北側擁壁に設置する排水口から既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽により処理したのち、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野山西の田、297㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.6m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は、高野山西にお住いの47歳公務員の女性です。現在、両親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭となり、実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、自然浸透及び既存水路に接続

し、生活雑排水については、合併処理槽で処理したのち、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・高野本郷の田、556㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、高野本郷にお住いの47歳会社員の男性です。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟及び木造平屋建て全高3.3m程度の車庫1棟と進入路で、建蔽率は22%です。現在、アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となり、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁に加え、コンクリート擁壁を設け、雨水排水については、自然浸透及び北側水路に流入させ、生活雑排水については、合併処理槽で処理したのち、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・高野本郷の田、203㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は上横野にお住いの59歳会社員の男性です。申請地隣接の土地及び住宅を譲り受け、転居を予定しており、申請地に所有する小型バスを納めるための車庫兼倉庫を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側は道路の高さまで盛土を行い、北側、南側、西側は緩やかな勾配を設けて土羽打ちを行い、雨水排水は、自然浸透及び既存排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・東一宮の田、224㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は大田にお住いの56歳自営業の男性です。申請地近くで飲食店を営んでおり、開店当初の総菜販売から現在は店内で飲食ができるようにしたことで、店舗前の駐車場だけでは不足することになったことから、申請地を露天駐車場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦と法面があり、南側は隣接地より低く、盛土は行わず砂利敷きとし、雨水排水は、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 （ 加 茂 ）

はい、ありがとうございます。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町成安の田、1,430㎡の内0.21㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。この件につきましては、先ほどの議案第73号2-1番と関連した事業計画となっています。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時転用で、期間は令和2年3月1日から令和5年2月28日までです。転用事業者は、加茂町成安に主たる事務所を置く払込済出資総額780万円の農事組合法人で、主な事業は和牛肥育業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新井水路水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しを受けております。また下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、本件申請は、令和元年10月度委員会において農地法第5条の規定による農地

の転用許可申請が行われ、承認意見となったものですが、所有者と耕作者との間で賃貸借権設定が行われていた賃貸人であった前土地所有者と今回の申請での賃貸人である現土地所有者との間で、申請地について、売買の話がまとまったことを受け、権利関係を整理するため12月に転用許可の取止届がなされた後、1月度委員会において農地法第3条の規定による許可申請があり、その許可を受けて申請地の所有権移転が行われ、賃貸人が変更となったことからその所有者として申請がなされたもので、施設等については10月度委員会で協議頂いた承認意見となったもの内容と同一内容での申請になります。

加茂地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございます。続いて久米。

続いて、久米地区の説明をします。

5-1番、油木北の田、286㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用事業者は地質調査等を主な事業とする有限会社を経営しており、会社事務所は自宅を兼ねているため、露天資材置場及び露天駐車場として自宅敷地を利用していましたが、日常生活に支障を来している上、来客用駐車スペースがない状況であることから、事務所の向かいにある申請地を露天資材置場及び露天駐車場として整備し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土及び切土は行わず、雨水排水については、自然浸透により処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。油木北町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から問題ないものと考えます。

議案第74号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

大 山 委 員

はい、1区大山です。1-1と1-2について、どちらも住宅地の真ん中にあるということで、問題ないと思っております。

日 笠 会 長

はい、1-3は家具屋ですが、石本推進委員から、よく見ておきますからと話しておりますし、問題ないと思います。

小 島 委 員

1-4についても問題ありません。以上です。次。

日 笠 会 長

8番小島です。1-5、1-6、1-7について、問題ありませんのでよろしくをお願いします。

日 笠 会 長

はい、次。

長 森 委 員

14番長森です。1-8は東一宮ですが事務局の説明の通り用途区域内の転用でするので問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、次。

竹 内 委 員

6番竹内です。2-1について問題ありませんのでよろしくをお願いします。

日 笠 会 長

はい、次。

太 田 会 長 代 理

2番太田です。事務局の説明の通りで問題ないかと思えます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長

はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

*

《 多数、挙手 》

日 笠 会 長

はい、賛成多数ということでありがとうございます。

それでは議案第75号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-1ですが、田熊の方で推進委員さんと現場も確認しましたが、書類のとおりで問題ないと思っております。

1-2、中原ですが、昭和35年から使っておられるようで、仕方ないと思っております。

1-3ですが、農業用倉庫とか駐車場とかにされているようで、もう長年経っております。

1-4の方ですが、自分の家の進入路を付け替えたり、農業用倉庫とかに使ってしまったということでした。仕方ないと思えます。以上です。

日 笠 会 長

はい、次。

長 森 委 員	1 4 番長森です。1 - 5、下田邑ですが、この方もかなり前に一部が宅地だったり、庭にしていたということで仕方ないと思います。 1 - 6 ですが、同じような状況で宅地になっております。いずれも高畑委員と確認しております。 1 - 7 ですが、車庫が建ってしまって仕方ないと思います。以上です。
日 笠 会 長 竹 内 委 員	はい、次。 6 番竹内です。2 - 1 でございますが平成 1 5 年頃から宅地として使っているようで仕方ないと思いますのでよろしくお願ひします。
日 笠 会 長 山 下 委 員	はい、次。 1 1 番山下です。2 - 2 ですが、昭和 5 0 年頃から宅地として使用されていたようで、仕方ないと思います。
日 笠 会 長 尾 島 委 員	はい、次。 7 番尾島です。4 - 1 ですが、荒神さんの境内に入ってしまったということで、仕方ないと思います。 4 - 2、これはご夫婦でございまして、利用状況にあるように倉庫であったり庭であったり山林原野化していますので仕方ないと思います。
日 笠 会 長 代 理 太 田 会 長	はい、次。 2 番太田です。今日植本委員がお休みですが、問題ないと聞いております。
日 笠 会 長	はい、それでは議案第 7 5 号について筆頭者からの説明がありました。賛成と思う方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事でありがとうございます。
大 山 委 員	議案第 7 6 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の方は説明をお願いします。 1 区大山です。1 - 1 について説明します。これは本人に聞きましたところ、いつから耕作していないかも覚えていないということで、木下委員からも、手の付けようがないということで、問題ないと思っております。
日 笠 会 長	はい、次。
小 島 委 員	8 番小島です。下高倉西ですが、山林化しておりますのでよろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、それでは議案第 6 9 号について筆頭者からの説明がありました。賛成と思う方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事でありがとうございます。
事 務 局	議案第 7 0 号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。 議案第 7 0 号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、2 6 ページから 3 1 ページです。2 6 ページに集計表を載せております。 今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区 3 2 件、加茂地区 1 件、勝北地区 2 件、久米地区 8 件の計 4 3 件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第 7 0 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。 では、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事でありがとうございます。
日 笠 会 長	議案第 7 1 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について上程します。事務局説明願ひします。

事	務	局	議案第71号について説明します。 お手元に配布させていただいておりますが、昨年10月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄疑惑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことを受け、11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議をし、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認された趣旨に則り、行うものです。それでは決議文を読ませていただきます。 《 決議文、読み上げ 》 以上です。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございました。これに関しては以前から話をしておりますが、津山では無いと思っておりますが、次々と問題が起きるものですから、皆でしましようということで、決議してよろしいか。
		* 会 長	よろしい。
日	笠	会 長	はい、ではそうさせていただきます。 報告第16号3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。
事	務	局	報告第16号について説明します。議案書のページは32ページから37ページです。今回は、相続によるものが9件50筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。 その他詳細は議案書のとおりです。報告第16号の説明は以上です。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございます。
事	務	局	報告第17号農地転届出書の受理について、事務局説明願います。 報告第17号の説明をいたします。 議案書のページで申しますと、38ページです。今回は、1件です。 1-1につきましては、上高倉の畑、310㎡のうち171㎡に農業用倉庫を作るというものです。 報告17号の説明は以上です。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございます。
事	務	局	報告第18号農地転届出書の受理について、事務局説明願います。 報告第18号の説明をいたします。 議案書のページで申しますと、39ページです。今回は、1件です。 1-1につきましては、久米川南の田、861㎡を湿田のため利用効率が悪いのでフリュームを設置し嵩上げを行うというものです。 報告18号の説明は以上です。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございました。 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
		* 会 長	ありません。
日	笠	会 長	それでは事務局からお願いします。
事	務	局	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、2月の定例委員会ですが、2月10日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、2月10日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。 運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。 事務局からの連絡は、以上でございます。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
太	田	会 長 代 理	失礼します。それでは令和2年1月定例会を終了します。ありがとうございました。
		* 会 長	お疲れ様でした。

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
